

厚生科学研究
(子ども家庭総合研究事業)

性的搾取及び性的虐待被害児童の
実態把握及び対策に関する研究

平成13年度研究報告書

平成14年3月

主任研究者 北山秋雄

目 次

- I. 性的搾取及び性的虐待被害児童の実態把握及び対策に関する研究
主任研究者 北山 秋雄 … 69
- II. 福祉犯被害者の被虐待体験に関する調査
分担研究者 内山 絢子 … 82

資 料

「子どもの心の健康」調査票 (保護者用)

「子どもころの親のしつけについて」調査票 (子ども用)

性的搾取及び性的虐待被害児童の実態把握及び対策に関する研究

主任研究者 北山 秋雄（長野県看護大学 教授 健康保健学）

はじめに

児童期の性的搾取及び性的虐待（以下「性的被害」）が暴力犯罪、窃盗、売買春などの反社会的行動やひきこもりなどの非社会的行動へのひきがねとなるなど被害児童の心身に深刻な影響を与えることは、米国を中心として研究が進められている。特に、最近では費用対効果の経済的観点から、性的虐待予防と早期治療のあり方が反社会的行動あるいは非社会的行動などの非行動の軽減に及ぼす影響を解明する研究^{1),2)}がなされ、被害児童の保護施策に生かされている。一方、我が国の場合、いわゆる援助交際など児童の性的搾取をはじめとする性的被害の長期的影響に関する実態が必ずしも十分把握されていない。

本研究は、潜在化しやすいと言われている性的被害の実態を保健医療福祉および司法の立場から検討し、早期発見の方法、地域における関係諸機関相互間の協力体制の構築方法、性的被害者への初期対応の望ましいあり方を探索することによって、性的被害児童を発見した援助者/専門家や機関がとるべき初期対応に関するガイドラインを作成するとともに、今後の被害防止・再被害防止に資するための基礎資料を作成する。

分担研究者

内山 絢子（科学警察研究所 防犯少年部付主任
研究官）

奥山 眞紀子（埼玉小児医療センター 保健発達部・
精神科医長）

研究協力者

板垣喜代子（赤城高原ホスピタル）

研究計画

12年度:「性的被害の実態」の把握とその対応についての把握

一般高校生の性的被害に関するアンケート調査、「児童買春・児童ポルノ法」違反事件等で警察に保護された福祉犯被害児童とその保護者(加害者を除く)に関するアンケート調査、警察で把握した男女の性的虐待児童の事例調査及び女性受刑者に対する聞き取り調査から、被害時の状況、被害後の行動、性的被害に対する周囲の人々や専門家の反応/態度、被害児童とその家族のニーズや生活環境等について調査し、児童(期)の性的被害の実態について把握する。

①一般高校生の性的被害に関するアンケート調査
(209名)

②警察で扱った「児童買春・児童ポルノ法」違反事件等

の福祉犯被害児童とその保護者(加害者を除く)調査
(被害児童とその保護者をペアで105例回収した)

③警察で把握した男女の性的虐待児童8例の事例調査を行った。

④女性受刑者82名に対する調査

本年(13年)度:警察に補導・保護された福祉犯被害児童の被害経験と児童期の性的被害の長期的影響に関する検討

①警察で扱った「児童買春・児童ポルノ法」違反事件等の福祉犯被害者調査の分析(105名)
(被害児童とその保護者をペアで調査した)

②一般高校生の性的被害に関するアンケート調査
①との比較の分析(209名)

③A民間アルコール症専門精神病院入院患者の性的被害調査および分析(1500名)

14年度:性的被害児童の早期発見方法の開発及び望ましい初期対応に対するガイドラインの作成

①性的被害児童の早期発見のためのアセスメントツールを開発する。

②望ましい初期対応のマニュアル/ガイドラインを専門領域別に作成する。

追加予定調査/研究

①性的被害児童の追跡調査を実施し、被害児童の短

期・長期的影響を調査する。

②警察で扱った「児童買春・児童ポルノ法」違反事件等の福祉被害児童の保護者の意識に関する分析

倫理面の配慮

性的被害は、プライバシーに関わる内容を調べることになるので、当該調査の説明書と同意書を作成するとともに本人(と家族)の了解を得た上で(インフォームド・コンセントの徹底)、さらに調査実施が被害児童に二次的被害を与えることないよう配慮した。また、得られた調査結果についても、発表する際には、個人が特定されることがないように配慮した。原則として発表するのは統計データとした。調査票の原本の保管には際しては、責任者と保管場所を特定し、第三者が近づけないように配慮した。事例について触れる際には、個人が特定されることのないよう、場所・期日等明示しない等の配慮をした。

調査方法

1.調査研究の枠組み

別添(図1)のとおりである。

2.以下の12年度の調査に関しては、「平成12年度厚生科学研究研究(子ども家庭総合研究事業)報告書を参照されたい。

1) 質問票及びの被害者調査票

- (1)質問票及びの被害者調査票の開発プロセス
- (2)調査/回収手順

2) 女性受刑者に対する調査

- (1)調査目的
- (2)調査方法

3) 事例調査

分析結果

①A民間アルコール症精神病院入院患者の性的被害調査

研究協力者:板垣喜代子(赤城高原ホスピタル)

はじめに:日本国内の性暴力による犯罪は第176条から第182条、第241条で規定されている。これらの犯罪は親告罪である。そのため、被害者が警察に「通報」と、「告訴」をしないかぎり、事件に警察が介入することはできない。被害者が警察に届け出てはじめて公式の統計に載せられていくが、被害者が届けられない数であり統計に現われない数字を暗数(dark figure)と

いう。統計に現われた数字を氷山の一角と表現すると、水面下で見えていない氷山の残りの部分の数字、つまり被害者が警察に届け出ない事件は、一体どれほどになるのだろうか。そしてそれは、如何なる状況下で、どのような被害者が、どのような加害者との間で発生し、警察に被害を通報と告訴をしないのか、または出来ないのだろうか。

日本では2000年11月20日に児童虐待防止法が施行され、児童虐待の定義の一つに、18歳未満の児童に対し「わいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」を加え、関係諸機関と国民に早期発見と通告義務を課したが、何をもって「わいせつ行為」とみなすかについては、上記の強制わいせつ罪と同じく、具体的な表記はない。アメリカ連邦司法省は毎年「全米犯罪被害者調査:NCVS」を行っているが、現在、日本では、法務省はじめ公的な機関では、こうした全国規模の被害者調査は行われていない³⁾。今回、日本国内で調査対象、調査地域、調査期間の制約をふまえた上で、公的な性犯罪統計と、児童虐待統計では見えてこない暗数(dark figure)に、精神科医療の臨床から光を当て性暴力被害の実態を解明し、被害者の回復のための資料としたい。

目的:本研究は日本国内における性暴力被害者の実態を明らかにしたいと考え、一つの調査方法を試みた。群馬県内の民間アルコール症専門精神病院に入院中の患者の中から性暴力被害を訴えた患者について被害の状況、その後の発達段階上の問題などを明らかにして、性暴力被害の短期・長期的影響及び望ましい援助のありかたについて検討した。

調査上の留意点:現在、日本国内では性暴力被害者の定義は法律上明確に定められていないため、本研究では独自の定義を用いた。近親者や顔見知りによる性交、性器への接触、性器以外の私的部位への接触、身体的非接触でも子どもに影響すると思われる行為(無理やりマスターベーションをみせる等)などは、被害者の年齢、発生状況等を考慮して性暴力被害とみなした。

性暴力被害者の定義:本稿では性暴力被害者を次のように定義する。

1. 本人の意志に反してもしくは同意を得ない状況(被害者はアルコールや薬物使用により判断能力を欠いた状態等)で、性交、性器への接触、異物の挿入、

裸にされたり性交場面を見られる等によって、身体的もしくは心理的に苦痛と感ずる行為を強要された者をいう。この場合、被害者は年齢、性別を限定しない。

2. 本人の同意による性的行為であっても、被害発生日時、被害者が13歳未満の場合は、性暴力被害者とする。

対象と方法: 調査期間は2001年4月5日～5月13日であり、1990年12月1日から2001年3月31日までの入院患者診療記録の中から1500名(男性776名、女性724名)を抽出して診断名を記載し性暴力被害の有無と被害状況、発達段階上の問題などの情報を収集し統計的に分析した。被害者のプライバシー保護に留意した。

結果: 性暴力被害者は77名(男性2名、女性75名)であった。すなわち、女性入院患者の10.4%、男性入院患者の0.25%が性暴力被害を受けていた。警察に被害を通報した者は2名のみで、ほとんどの例で警察に性暴力被害の事実を報告していなかった。被害者の診断名はアルコール依存症62、摂食障害58、薬物依存症(覚せい剤、シンナー以外)25、覚せい剤依存10、シンナー依存9などであった(図2)。嗜癖問題を複数持つ例も多く、3つの嗜癖を持つ患者は20名、2つの嗜癖を持つ患者は32名であった。性暴力被害を初めて誰かに告白した時期は、41名が当院入院後であった。性暴力被害者77名中、2回以上性暴力被害を受けた患者は56名(72.7%)であった。初回の性被害年齢は、7歳未満が22名、7歳～13歳未満が23名、13歳～20歳未満が23名、20歳以上が8名、不明が1名であった(図3)。

性被害の内容は、性交23名、性交未遂5名、性器に異物を挿入される1名、口腔性交2名、マスターベーションを手伝わされる2名、加害者の身体・性器を触れさせられる7名、加害者の性器を見せられる11名、被害者の身体を触られる27名、性器に触られる20名、裸にされる11名、性器を見られる13名、キス・キス未遂6名、ホテルに連れ込まれそうになる1名、追いかける3名、入浴中に性器を洗われる5名、入浴中覗かれる6名、ポルノビデオや雑誌を見せられる5名、延べ総数148名であった。このほか内容不明が28名であった(図4)。

初回の性被害後も被害が長期間継続した者(繰り返し被害に遭っていた者)は31名(43.7%)で、5年未満

14名、5-10年未満7名、10-20年未満8名、不明2名であった(図5)。性被害事例の加害者は、実父20名、実母2名、継父4名、母親の内縁夫2名、夫・元夫2名、同胞・義兄弟12名、叔父・従兄・祖父10名、同級生3名、隣人5名、上司3名、顔見知り25名、使用人2名、知らない人10名、合計100名であった。このほか、関係不明が8名であった(図6)。性被害者のその後の問題として、実際に自殺未遂歴がある48名(62.3%)を含め、自殺を考えたり、実行しようとした人は68名(88.3%)いた。その内訳は、大量服薬30名、首吊り5名、飛び降り3名、深く手首切る2名、その他28名であった。この他、自傷行為のリストカットの既往が40名(51.9%)にみられた。さらに性被害者77名中、人工妊娠中絶術を受けた例が9名(11.7%)、このうち3名が被害後に妊娠し中絶術を受けていた。77名の中で万引および窃盗癖がある者は9名(11.7%)、11名(14.3%)に売春歴があった。

考察: 被害者は、近親者による性暴力被害を7歳未満から受けた群と、13歳以降に被害を受けた群に大別される。被害が継続する場合は近親者と知人が多かった。警察に被害を通報した者は2名で、1名は母親が被害者の訴えを認めなかった。性暴力被害者の母親も過去に性暴力被害にあっていた事例や被害者の母親が被害を知りつつ、被害者を非難したり、黙認・容認していた事例があった。また、被害者の発達段階に注目し性暴力被害と嗜癖問題と初被害年齢をみた場合、幼児期から児童期に近親者もしくは顔見知りから性暴力被害に遭い、その後に嗜癖問題が発症する者と、アルコール依存症・摂食障害・薬物依存症等の嗜癖問題が先にあり、性暴力被害後さらに症状が悪化するという、2つのパターンが明らかとなった。ほとんどの被害者は、家族の中で孤立して沈黙したまま自分を責め続け、性被害を警察に通報せず、再度被害にあう者が多かった。そして、自殺・自傷行為を繰り返し、成人後も複数の嗜癖問題を持っていた。

次に、「なぜ、被害者は警察に通報しないのか?」という問題について検討したい。初被害発生年齢に注目して発達段階ごとに考察を試みると、7歳未満では28%は何らかの性暴力に遭っている。被害者が7歳未満に性暴力が始まり加害者が特に近親者の場合は、被害児童に対して「これは自分に対する愛情表現だ」と巧妙に思い込ませてしまい、被害者は「被害者意識」

を持ちにくい精神状態に陥らされ、被害を通報することを無力化、つまり通報出来ない状況にされていた。さらに、7歳未満の就学前の被害児童では「自分に身体に触られることや、相手が自分の体を使って性的欲求を満たそうとすることが犯罪行為であるということ」を知らないうちに、被害が発生して、加害者のいうなりになっていったというパターンも調査結果から推測される。性的被害が7歳未満から発生した場合、加害者が暴行、脅迫という暴力行為を用いなくても、被害児童は性暴力から身をまもることも警察に通報することも知らないのかもしれない。7～13歳未満の被害者の場合、31%が初めて被害に遭っていた。被害者は自分に加えられた性暴力を、「これはおかしい、もしかしたら犯罪ではないか」と実際に思っても、被害者自らが扶養されている立場で、被害児童が生活する「家庭と地域社会という閉鎖的な環境」を打ち破るのは、極めて困難であったと想像される。後述するように家父長制の強い「父親(または祖父)に支配された家庭」では、被害者が最初に母親(もしくは扶養義務者)に相談しても、母親はそういう被害が発生することを、絶対に認めようとしないうえに否認するメカニズムが働いてしまう事例が複数あった。母親(もしくは扶養義務者)から責められるのは、加害者でなく被害者なのである。加えて、加害者が同年齢や年齢に近い場合や、年上の児童からなれば強要され、被害児童には「ごっこ遊び」の形で、児童の集団によって繰り返し被害が発生する事例が複数あった。これらは両親の知らないところで起きていた。

被害者は年上の児童から「秘密を保つ」ことを約束させられ、または、被害者自身も、他の児童に加害行為をしたことを、後になって強く恥じて、自ら沈黙を続けていた。別のタイプの被害者は、複雑な家庭環境の中で加害者との関係もあって「病弱な、もしくは仕事が多忙な母親(または扶養義務者)に心配をかけるのはかわいそう」と、家族を気遣うことを第一に考え、被害者自身が口を閉ざしていた事例があった。被害者は誰からも助けられずに被害を「秘密」にして、事例によっては母親、時には加害者らも含めて、無言の圧力を受けながら沈黙したまま生きることを強制される。こうした場合、被害者は「恥」の意識を強く持ち、自己評価が下がり、後述するように「自分の身を守れない被害者」となり、再度性暴力被害に遭いやすく、発達段階上さまざまな困難を抱える。さらに別のタイプの被害者は、

両親の愛情に恵まれない複雑な家庭環境の中で、「自分を愛してくれる人が欲しくて」被害者側から積極的に年上の異性と性的な関係を持ち、自分の状況が「性的に搾取されている」という被害者意識を持たない、あるいは認めようとしないう事例があった。この被害者にとっての「性的な関係」は両親に打ち明けてはいない。13～16歳未満の被害者の場合、8%が初めて被害に遭っている。この年齢の被害者の場合、被害者が積極的に警察へ通報しても、「母親が被害を信じない」、もしくは、「家族が信じない」、あるいは「知っていても家族全員で口を閉ざす」事例もあった。また、被害者が学校や地域社会の中で問題行動をおこし、関係機関が家族へ問題を指摘しても、両親が家庭内の性的虐待を否認して口を閉ざし続けた事例もあった。この事例では被害者が少年非行を繰り返し、関係諸機関でたびたびとりあげられた「反社会的な問題児」であった。しかし、家族は両親がそろい社会的地位があり同胞もいて、経済的には問題のないことが、担当者らには「家族には重大な問題はない」と判断されてしまった要因と推測され、肝心の「被害者は、幼少時から現在まで繰り返されている実父による性的虐待と、同胞らによる身体的虐待、母親からのネグレクト(情緒的虐待)が、関係諸機関の担当者達からは、全く見過ごされていた。また、別のタイプの被害者は、前述のように「(身体的もしくは社会的に問題の有る)両親に心配をかけるのはかわいそう。」と被害者自身が口を閉ざしていた事例があった。しかし、年齢の近い加害者が、自分から性暴力行為を他人に話したために、地域の中では、かえって被害者を責める被害者非難がおこり、被害者は二次被害に遭い、家庭では誰にも話せず、いっそう孤立した。16歳以上の被害者の場合、33%が初めて被害に遭っている。この年齢の被害者は、「これは性暴力だ、犯罪かもしれない。」と被害を自分で判断でき、警察に通報することは、すでに知識としてもっている年齢である。しかし、さまざまな状況によって、警察に通報しなかった事例がほとんどだった。さらに、この年齢になると、被害を通報したことにより、逆に、家族や周囲の人間や地域社会の無知による「二次被害」や、加害者側からの報復として被害者側のほうに責められる「被害者非難」を恐れて、通報しない事例があった。被害者は、その年齢までに蓄えた知識や手に入る情報、相談する人の助言によって、警察に通報すること

による「今後の不利益」を必死に考えて、結論を出すのである。別のタイプの被害者は「被害に遭ったのは自分が悪かったからだ」と被害後、警察に通報せず、自ら沈黙した。

日本国内の社会的な問題として、関係諸機関が性犯罪対策や児童虐待防止対策に力を入れ始めてから、まだ日が浅く、そうした知識や情報について広く国民が知っているとは言い難いことも指摘しておく。

1996年に警察庁から「被害者対策要綱」が制定され、被害者の視点に立った被害者対策の中で性犯罪被害者対策が打ち出され、いわばトップダウンの形で「性犯罪捜査指導官」および「性犯罪捜査指導係」が各都道府県の警察本部に設置され、各地で取り組みが行われ、女性相談交番や駅に女性被害相談所が設置されている⁴⁾。加えて、2000年5月に刑法の一部が改正され、いままで事件発生から「6カ月以内」という性犯罪の「告訴期限」が撤廃された⁵⁾。しかし、より厳密に言うと、事件発生から「7年以内」という期限は、改定後も残っているのである。2000年11月20日には児童虐待防止法が施行されたが、こうした対策や法律の制定以前に、日本国内において発生した性暴力については、もしも7歳未満や13歳未満の子どもが勇気をふりしぼって、近親者や知人からの性暴力を周囲の大人に訴えても、それが「被害者の人権が尊重され、周囲の大人たちはその訴えをまじめに聞き入れ、被害者の安全は確保された」という可能性は、高かったとは言えないのではないだろうか。今回の調査対象者の被害発生時には、上記のような被害者対策や法律は制定されていなかった。

次に被害者と加害者との関係に関しては、被害者の年齢と、加害者の年齢、性別、関係(近親者か否か他)を分類すると、様々な類型化(タイプ分け)を試みる事が可能である。さらに、1)被害発生時に、加害者は暴行・脅迫をもって行ったか、又は、前述のように愛情と錯覚させて行ったか、仲間意識に訴えて服従させたかなどの分類や、2)加害者の人数に注目し単独、あるいは複数か、3名以上の集団か、3)被害者は集団に加わり被害を受けると同時に、他の参加者に対して性暴力の加害行為を行っていたかなどの分類も可能である。

加害者の目的、意図に関しては、先行する海外の知見において、性暴力及び強姦加害者の類型化はすで

に行われていることであるが、ここでは調査結果をもとに、被害者の年齢と生物的発達:初経の前後に注目して、加害者の目的、意図について類推を試みる。1)被害者はセックスの対象:加害者の性器の挿入目的だが、その結果、被害者が妊娠してもかまわない。この場合、被害者は初経後に狙われた。調査結果では、被害後妊娠した被害者も複数いた。この場合、被害者がもし、被害後に産婦人科医療機関の診察と妊娠回避ピルの服用などを行っていったら、妊娠は早期に予防でき、性器内に残留している精液や体液は性暴力の重要な証拠となり、警察に通報することが可能になる。つまり、加害者は、「絶対に被害者は警察に通報しない、または通報させない」という何らかの確信もしくは、被害者を支配できると思い込んでいる場合に、起きるのかもしれない。2)被害者はセックスの対象:加害者の性器の挿入目的だが、その結果、被害者が妊娠することは回避する。この場合、被害者は初経前に狙われた。または、初経後に加害者が避妊具を利用してセックスした。3)被害者は性的欲求の対象:加害者のマスターベーションを手伝わされる、口内性交をさせられる。この場合、被害者は7歳未満に被害にあっていた。4)被害者は小児性愛の対象:風呂を覗かれる、身体に触れる、など。この場合、被害者は13~16歳未満に被害にあっていた。5)被害者は加害者のコントロール欲求の対象:もしくは愛情の押し付けこの場合、主に家庭内でおきる場合が多かった。加害者は被害者が幼児期から一緒に入浴を続け、就学年齢になり10歳を過ぎ思春期となっても、性器や胸部、身体に触れる、洗う。本稿では、父親もしくは祖父による、娘もしくは孫に対する性を含めた身体の支配・管理と位置づける。加害者を含め母親や同居する家族は、このことに対する加害意識が極めて乏しく、被害者の意志を尊重せず、羞恥心に配慮しない。現在、日本では家庭内の父親と女兒の入浴は、社会的に許容されているような傾向が有るが、北米の常識的な価値観では、これは「犯罪」である。また、日本人の生活文化史の視点から見ると、第二次世界大戦前には家庭に風呂がある家はかぎられており、家庭での父親と子どもの入浴という行為は、戦後の家屋と生活文化の変化、戦後の家族中心主義がもたらした、産物といえるかもしれない。こうしてみると、現代の日本人の入浴習慣は、大人側が充分配慮しないと、子どもに性暴力を起こす可能性が高い、または

可能性を常に持っていると言えそうである。6) 被害者は加害者の陰湿ないじめ・攻撃の対象: この場合、加害者の多くは同性の親や、同性で同年齢か少し年上で、この場合の性暴力は加害者にとって、直接、性的欲求を満たすことはない。実際に被害者を身体的に傷つけることもあり、身体的・精神的に苦しめることが、加害者の主な動機と考えられる。この場合、被害者は家庭内、もしくは地域社会の中で繰り返し被害にあっていた。被害者は、加害者から身体に触れる、性器に触れる、または性器に異物を挿入されるなどの激しい性暴力も見られた。

では、なぜ父親は子どもに性暴力、または性的搾取を加えるのだろうか? 今回の調査で、加害者は実父 20 名、継父 4 名、母親の内縁の夫 2 名という結果がでた。これらを合計した 26 名は全体の 108 名のうち、顔見知り 25 人を抜いて第一位である。ちなみに、実母は 2 名である。加害者は、近親者や顔見知りだった場合が、知らない人より多いという数字は、従来の性犯罪被害者統計では決して登場してこなかったのではないだろうか。調査対象者の制約もあるが、被害者の訴えに耳を傾けて初めて登場する数字と考える。「なぜ、父親は子どもまたは継子に性暴力、もしくは性的搾取を加えるのだろうか?」と言う疑問が浮かんだ。この問題について、直接、加害者から聴き取ることができた事例はほんのわずかであったが、それらの情報と先行する知見をもとに、以下のような類型化と仮説を試みた。1) 子どもをいつまでも「自分のもの: 所有物」とみなし、家族全員を支配するタイプ

子どもの身体、月経の周期、セックスの相手まで管理しようとする。子どもの帰宅時間、交際相手や、恋人の選択にも過剰に干渉する。このような支配的な家庭は DV(ドメスティック・バイオレンス)とよく似た状況下にあるといえる。

2) 妻との関係が何らかの理由によって悪化していて、子どもに妻役割を期待するタイプ

過剰に依存的な父親であり、性的な関係まで子どもに期待し、自分の行動に責任を持たない。時には暴言、暴力をふるいアルコール依存症、ギャンブル依存などの嗜癖問題(アディクション)をもつ。これら嗜癖問題は、家族代々続いていることも多い。

3) もともと小児性愛(ペドフィリア)の嗜好をもっていて、成人した女性よりも子どもとの性的な関係を好むタイプ

継父や母親の内縁の夫の場合は、最初から女の子が目的で、死別や離別した母子家庭の母親を狙って子どもから近づいて親しくなり、子どもがなついた頃に母親と結婚もしくは同棲する。加害者は「理想的な夫、もしくは父親」を演じ、被害者の信頼を勝ち取る。被害者が幼いうちから徐々に性的な接触を増やし、初経後にセックスまで強要する計画的なケースが複数あった。こうした計画的な小児性愛(ペドフィリア)型加害者は、北米の文献でも報告されている。

4) 家庭内で、性暴力が代々続いていて、そのことを当然のように思っているタイプ

思春期の子どもとの入浴や、寝室をいっしょにしても全く疑問を感じない。家庭の中では全体的に性的に放縦で、家庭の中にポルノ雑誌やポルノビデオがあふれている。

5) 子ども時代に性暴力や家庭内暴力にあい、心的外傷体験から回復していないタイプ

父親の愛情と言うものが、どういうものか理解出来ておらず、万事において過剰に寛容、もしくは過剰に厳格な父親。子どもの発達や個性に応じた対応やしつけ、教育ができない。実際の行動は子どもに、あたかも恋人のように振るまうことを期待してしまう、または、いつまでも子どもに幼児的な反応を期待して、子どもの意志を尊重しない。

今回の調査結果では、こうした加害者と被害者のいる家庭は、経済的に父親に依存していたり、あるいは両親に生育歴に問題があったり、現在や過去において身体的・精神的・社会的問題の有る家庭ばかりではない。一見すると「ごく普通の中流の家族」という場合も多く、両親ともに高学歴で社会的な地位も収入も安定している家庭もあった。加害者が父親である家庭に共通することは、父親と比較したときの母親の心身の健康や収入の有無や学歴の高さではなく、いつれの家庭も母親は家庭の中では家父長制、もしくは支配的な人間関係を肯定して生活し「夫の言いなり」である場合が多かった。Herman はその著書の中で⁶⁾、「父から娘への性的暴力は常道からの逸脱というよりは、むしろ予測可能なありふれた家長権の乱用であることが、今では広く理解されている。」(近親姦: 近親姦についての理解(20 年後)、P267)、と記している。今回の調査結果は、先行する Herman の「近親姦研究」⁸⁾と類似の結果が得られた。

被害者の反復的被害体験に関しては、今回の調査結果では、繰り返し被害を受けた者は 56 名 (72.7%) であった。この点に関して、海外の知見を参考にしながら考察を試みた。

1) ト라우マ (心的外傷) への嗜癖説: ストレスと体内麻薬の放出との関係

Kolk & Greenberg⁷⁾は、「環境から深刻で持続的なストレスを受けていた人が再び外傷的状况にさらされると体内麻薬の反応が続き、それが体外からの一時的麻薬摂取と同じ効果を発揮するのではないかと考えられるのである。(中略) ト라우マの反復がトラウマ反応の解消につながるという事実はほとんどないが、それでも、トラウマの自発的再体験は非常に一般的な現象である。例えば、退役兵士が傭兵になったり、危険な職業に就いたりする。近親姦の被害者が売春婦になる。子ども時代に虐待された人がわざと危険な状況に身をさらしたり自傷行為に走ったりすることも有る。」と述べている。今回の結果では、売春行為をした被害者は、11 名 (14.3%)、大量服薬や飛び降り等の方法で自殺未遂歴がある者は 48 名 (62.3%) で、リスト・カットをした者は 40 名 (51.9%) いた。前述の Kolk & Greenberg の文章を引用すると「被害者はなんらかの方法によって、再度自らを自発的に危険な状況に身をさらす、もしくは自傷行為を行う」という現象は、今回の調査でも同様の結果が得られた。今回の調査対象となった性暴力被害者たちも「環境から深刻で持続的なストレスを受けていた人」と言えるのではないだろうか。

2) 低い自己評価と逃げ出せない環境要因説

被害者が幼児期から性暴力が行われた場合、加害者は暴行・脅迫という手段を用いず、性暴力を愛情の表現と錯覚させる場合もあることはすでに述べたが、家庭に何らかの事情があり、両親が不和、病気、仕事で多忙、離別、死別などの理由によってそれ以外の愛情表現を知らない被害者の場合、次第に積極的もしくは消極的に加害者の性暴力を受け入れて行ったことが、調査結果から明らかになった。しかし、被害者は成長していく過程において、友人や新聞、メディア、雑誌からの情報によって、自分に加えられた「愛情表現」が「もしかすると性暴力かもしれない」という疑問を持ち始める。その疑問を母親、もしくは扶養義務者に問いかけても、「そのことは他人に言うてはいけません」と沈黙を強いられるか、「それは当然のこと」と容認され

てしまい、家族は被害者の疑問や苦痛を引き受けない場合もあり、被害者は絶望する。また、加害者は暴行・脅迫という手段を用いて性暴力をはたらき、積極的に被害者に「誰にもいふな」、「喋ったら被害者の家庭にもっとひどいことが起きる」と脅迫し、暴力と恐怖による支配によって、被害者に沈黙を強要し孤立無援の状況にさせていく場合もある。あるいは、もともと家族から適切な愛情が注がれなかった子どもの場合「断ったら、加害者に悪い。その場の雰囲気や壊すのはよくないから」と、加害者の期待を取り込んでしまい、「嫌だ。」ということが出来ずに、自己犠牲的に振る舞ってしまうこともあった。これらの場合、被害者は、自ら沈黙し性暴力の事実を誰にも語らず「自分は汚れた存在だ、自分は誰にも愛される価値のない人間だ」という低い自己評価の落とし穴に入ってしまう。そうすると加害者の思うつぼであり、被害者は「加害者の言いなり」になっていく。

子どもの頃の性暴力被害の甚大さは、Herman をはじめ、すでに海外や国内からさまざまな知見が報告されている。Herman は著書「心的外傷と回復」⁸⁾の第5章、児童虐待の冒頭で次のように述べている。「成人がその生活において外傷を繰り返さなければ、すでに形成されている人格構造が腐食されるけれども、児童期に外傷をくりかえさなければ、この外傷が人格を形成し変形する。虐待的な環境にはまって出られなくなった子どもは、社会に適応するのが恐ろしいほど大変な仕事になる。子どもは信じることができない人々の中にあって信頼感を持ち続け、安全感の存在しない状況の中で安全感を保ち、次に何が起こるかかわからないおそろしく予見不能な状況の中で、コントロールを維持し、孤立無援な状況の中で力を失わないような生き方を何とかみつけないわけにはゆかない。自分自身の世話をし自分を守ることが出来ないのに、成人側のケアと庇護がない代りをわずかに自分の自由になる手段すなわち心理的防衛の未熟なシステムを以て埋め合わせする他はない」。虐待的な環境のなかで、子どもが生き抜くために心身にさまざまな症状を引き起こす。子どもの頃に性暴力にあった被害者は「自分の心身の境界線を常に侵入され、自分で守ることができない人」、もしくは「他人を信用する能力が近親者からの性暴力によって破壊されている人」とも言えるかもしれない。そういう絶望的な状況を生き抜くために、解離性

同一性障害を発症させた被害者が今回の研究対象者にも見られた。長期的影響の大きさは、性暴力の種類や性暴力が行われた状況、被害者の年齢や性別、加害者との関係、暴力の回数や期間ばかりではないだろう。執筆者は、被害者が生まれ育った環境や家庭の状況(原家族)、被害が明らかになった後の家族や社会からの援助の内容、地域での人間関係がどのように変化したか、言い換えるなら、周囲や司法や関係諸機関からの「二次被害(Secondary Victimization)」が起きた否かということも大きく影響を及ぼす重要な要因であろうと考える。

3) 侵害された心身のコントロールを取り戻したい欲求説

性暴力は、加害者は単に性的欲求を満たすためだけに行われるのではなく、被害者の心身をコントロールする:支配欲を満たしたり、攻撃の対象として狙うこともすでに論じてきた。ここでは、性暴力のもつ加害者の「コントロール欲求」に注目してみると、性暴力被害者は「心身のコントロールを失った人、もしくは奪われた人」と位置づけられる。性暴力被害は、加害者との関係の問題もあるので一概に論じることは不可能だが、例えば、年上の加害者による一方的な性暴力だけでなく、被害者の年齢を考慮して、性的な関係をもつ時に被害者の意志が尊重される場合や、相手を選べるという状況下においても、(理想の相手は結果として残念ながら加害者となる)性暴力は発生している。被害者は「今度こそは大丈夫だ、自分自身の体と心のコントロールを回復しよう。」とチャレンジして、コントロールしやすそうなパートナーを選び、性行動を起こしてもそれが結果としてさらに心身を傷つける可能性も、結果から示唆される。そして、自力では回復できない、いわば自己破壊的な悪循環の状況に陥っているのかもしれない。こうしたタイプの被害者は「性を金銭で支配すること」、言い換えるなら援助交際という形で売春を繰り返すのかもしれないし、被害者は始めは恋愛をしているつもりでも、結果としてDVの被害者となってしまふように、暴力的で危険な異性をパートナーに選んでしまっていることに気づけないのかもしれない。

4) 性依存説(Sexual Addiction)もしくは反復強迫説

「繰り返す」という行動は、自ら積極的に行うという意味も含む場合がある。被害者が「被害を繰り返す」ということは、「自分を守る能力が壊れている」という論点だ

けでなく、被害者が自ら進んで、ある意味では人間関係の嗜癖として、「強迫的に性的な関係を持つことで自分を癒そうとしている」とも考えられる。これは性依存(Sexual Addiction)といえる。アルコール依存症は物質の嗜癖であるが、性依存症は人間関係の嗜癖であり、吉岡らによれば⁹⁾「DSM IV 精神疾患の分類と診断の手引きの『性嗜好異常(Paraphilias)』が、性依存症に該当する」としている。「ここでは、露出症、フェティシズム、窃触、小児性愛、性的マゾヒズム、性的サディズム、服装倒錯的フェティシズム、窃視症、その他の性嗜好異常のことである。」と、定義している。前述の「心身のコントロール欲求」と重なる部分もあるが、性依存症の場合は、さらに病的で「性行動が何より価値のあることとされ、性行動に関するコントロールを失った状態」であり、治療を受けなければ進行性に悪化し身体的、精神的、社会的な生活の破綻、法律を犯す場合も起こる。アルコールや薬物依存症と同様に依存者だけでなく、さらに、家族や周囲の人間関係も、この破壊的なエネルギーに巻き込まれていくのが特徴である。性暴力の被害者が、その後に加害者となる場合は、この性依存症で説明がつけられるが、性依存症者本人は、アルコール依存症者よりも、もっと強固に自分で自分の病気を認めたがらない否認のメカニズムが強い。今回の調査結果に登場する、あるタイプの性暴力加害者は、性依存症と呼べる可能性が高い。

早期発見、および被害者の回復のために大切なことに関して、Kolk & Greenberg は論文のなかで⁷⁾「つまりセラピストが精神療法を通じて患者を安全な場所に『引っ張っていく』のである。制御感を体得するために行動を起こすように患者に積極的に働きかけるのだ。そうすれば、PTSD患者に特有の慢性的な無力感や犠牲の苦しみをいくらかでも軽減することができる。(中略)ただし、トラウマの記憶をよみがえらせることは必ずしも解決につながるとは限らない。トラウマ体験を掘り起こしても単に恐怖を追体験するだけで恐怖の解消にならない場合がよくあるのだ。トラウマを十分に統合できない患者はたくさんいる。」と述べている。安全な場所は治療に有益であるが、トラウマの掘り起こしは必ずしも解決につながるとは言えず、慎重でなければならないと警告している。また、Herman は著書「心的外傷と回復」の中で、治療にとりかかる場合、最初に安全な場所の確保の重要性をくりかえし述べている。治療

で大事なことは、第一に、被害者にとって、身体的にも精神的にも安全な場所を提供することである。これは被害者の自傷行為や、自殺未遂を予防、もしくは早期に発見できる環境であり、被害者に適した個別のケア計画を持って、病院の設備や医師・看護師・ワーカーら医療従事者の充実という極めて現実的な課題について、それぞれ必要な基準を満たしていくことにほかならない。

まとめ:A民間アルコール症精神病院入院患者の性的被害調査によって、以下のことが明らかになった。

1) 調査対象者 1500 名(女性 724 名、男性 776 名)のうち、性暴力被害者は 77 名(5.1%)で、女性が 10.4%、男性が 0.25%であった。

2) 被害者 77 名のうち、2 回以上性暴力被害を受けた者は、56 名(72.7%)、初回の性被害年齢は 7 歳未満 22 名、7 歳～13 歳未満 23 名、13 歳～20 歳未満 23 名、20 歳以上 8 名、不明 1 名であった。小学校卒業までに 58.1%が性暴力の被害にあい、その後繰り返し被害に遭うものが多かった。

3) 被害年齢と嗜癖問題(アルコール依存症、薬物依存症、摂食障害等)の発症時期に注目すると、児童期及び家庭内で性暴力被害後に嗜癖問題が発祥する者と、嗜癖問題が先にあり、性暴力被害後さらに症状が悪化する2つのパターンが明らかになった。

4) 性被害の内容では性交 23 名、性交未遂 5 名、性器に異物を挿入される 1 名、口腔性交 2 名、その他を合わせた延べ人数は 176 名であり、加害者との関係は、実父 20 名、継父 4 名、母親の内縁夫 2 名、実母 2 名、夫・元夫 2 名、同胞・義兄弟 12 名、その他を合わせた延べ人数は 108 名であった。家庭内で父親役割をとる者からの性暴力の多さは、先行するハーマンの近親姦研究の調査結果と類似の知見が得られた。

5) ほとんどの被害者は、沈黙したまま性被害を警察に通報せず、再度被害にあう者が多かった。

6) 自殺未遂歴がある 48 名(62.3%)をふくめ、自殺を考えたり実行しようとしたりした者は 68 名(88.3%)で、自傷行為(リストカット)をした者は 40 名(51.9%)いた。

性暴力被害者は再度被害にあいやすいことや自殺、自傷行為を繰り返すことは、先行する Kolk & Greenberg の研究結果と共通する知見が得られた。

7) 警察に通報できない/しない理由に関しては、単に

加害者から通報することを脅迫されるという場合や、家族(多くは母親)が性暴力の事実を否認する/認めない場合に限らず、(1) 通報する知識や情報のもてない幼児期から性暴力が起きている事例が多いこと、(2) 家庭内では父親役割を負う者からの性暴力は愛情と錯覚させて行われ被害者は被害意識を持ちにくい状況に陥ること、(3) 性交でない入浴の強要や身体接触は家族も加害意識が乏しく容認してしまうこと、(4) 近親者や知人からの性暴力は被害を通報した後の加害者からの脅迫や、無理解な家族から被害者本人が責められる「被害者非難」や、家族、知人、警察や医療関係者ら援助者や地域社会などの無知や偏見によって起こる「二次被害」をおそれて通報しないこと、(5) 被害者はその年齢までに学習した知識や手に入れられる情報をもとにこれ以上の不利益を避けようとして通報しないことが明らかとなった。

性的被害者の人権を擁護する法律の整備と援助施策、各機関の協力と連携等が急務である。

この調査結果は、第 17 回日本精神衛生学会(第 8 分科会:被害と虐待G-3、2001 年 10 月 7～8 日、北海道、札幌市)と、第 60 回日本公衆衛生学会(第 11 分科会:精神保健福祉 11-12、2001 年 10 月 31 日～11 月 2 日、香川県、高松市)で発表された。

海外調査研究

シンガポールにおける性的虐待の実態視察

(1) 期間

2001 年 8 月 5 日～2001 年 8 月 10 日

(2) 場所

シンガポール 児童相談クリニック(Child Guidance Clinic)の精神科医長 Dr. CAI YIMING を訪問した。

(3) 渡航目的

シンガポールは、アジアの中でも家庭内暴力(児童虐待等)に早くから政府レベルで対応しており、その予防、専門職の初期対応等の方策/システムを理解することや情報を入手することによって、本研究の目的である初期対応マニュアル/ガイドライン作成の基礎的資料を得る。

(4) 成果

シンガポールの児童虐待に関する予防から早期発見、初期対応、被害児童のリハビリ、加害者に対する

治療的援助等のシステムは、法的整備も含め、わが国より先駆的であった。これは、人口が 3,867,000 人で、わが国の人口の 1/30 であること、識字率が 98%、国民の成熟した人権意識等によるものと思われる。シンガポールでは 1999 年には 2785 件の児童虐待の相談件数を受理したが、そのうち 12 歳未満の性的被害児童が 32 名報告された(図)。

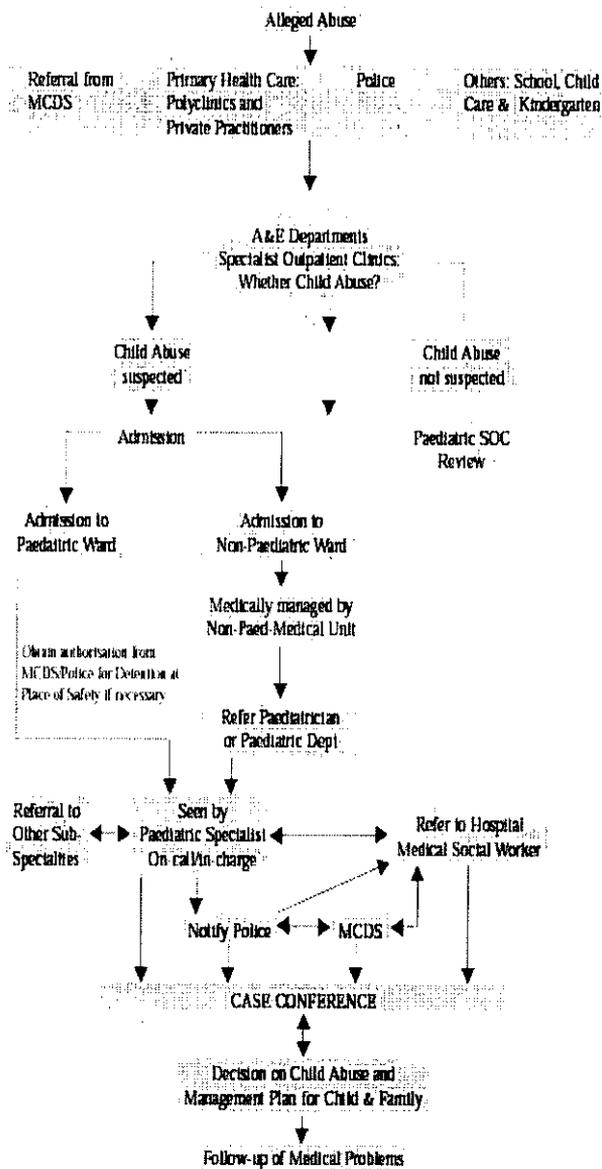
年齢	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
数	1	2	3	4	3	3	3	4	3	6

被害児童の性別:男子 8名、女子 24名

性行為の内容:性器接触 17、性交 11、その他 4

加害者の内訳:実父:12、隣人:6、母親の愛人:4、継父:2、見知らぬ人:3、その他:5

FLOW CHART FOR MANAGEMENT OF CHILD ABUSE



シンガポールでは、1998 年から法廷で証言する被害児童や目撃者をサポートする「vulnerable witness

support programme」が導入されている。上図は児童虐待の被害児童に対する対応に関するプロセスを示している。基本的に病院(小児科、精神科、ソーシャルワーク)が対応し、初期介入には警察との緊密な連携がとられていた。

引用文献

- 1)Beitchman,J.H.,Zucker,K.J.,Hood,J.E., DaCosta,G.A., Ackman,D. & Cassavia,E.(1992):A review of the long-term effects of child sexual abuse, Child Abuse & Neglect,16,101-118.
- 2)Trickett,P.K.,Putnam,F.W.(1998):Developmental consequences of child sexual abuse. In Violence against Children in the Family and Community, 39-56, American Psychological Association.
- 3)諸澤英道:新版被害者学入門, p22, p287, p291-292, 成文堂 1998.
- 4)警察庁犯罪被害者対策室監修, 被害者対策研究会編:警察の犯罪被害者対策, p3, 立花書房, 1998.
- 5)警察庁刑事局捜査第一課監修, 警察庁性犯罪捜査研究会編:性犯罪被害者対応ハンドブック-性犯罪被害の発生・届出そのためのために-, p3-5, 立花書房, 1999.
- 6)ジュディス・L・ハーマン著 斉藤学訳: Father-Daughter Incest,父 娘 近親姦,「家族」の闇を照らす, p267,誠信書房,2000.
- 7) B・A・ヴァン・デア・コーク&M・S・グリーンバーグ著 白根伊登恵訳:トラウマ反応の精神生物学-過覚醒、狭窄、トラウマへの嗜癖-, p 353-354, 日本嗜癖行動学会誌, アディクションと家族, 18, 3, 2001.
- 8) ジュディス・L・ハーマン, 中井久夫訳:心的外傷と回復, p147, みすず書房, 1996.
- 9) 吉岡隆&高島克子編:性依存, その理解と回復, p 83, 中央法規出版, 2001.

参考文献

- ・子どもと家族の心と健康調査委員会(1999):「子どもと家族の心と健康」報告書 性科学情報センター.
- ・北山秋雄他(1994):子どもの性的虐待-その理解と対応を求めて-, 大修館.
- ・Dracker,C.B.(1992)/北山秋雄、石井絵里子訳(1997):子どもの性的虐待サバイバー、現代書館.
- ・奥山真紀子 性的虐待・性被害を受けた 39 例の子どもに関する検討 平成 10 年度厚生科学研究(子ども家庭事業), 333-342.

図1.調査研究の枠組み

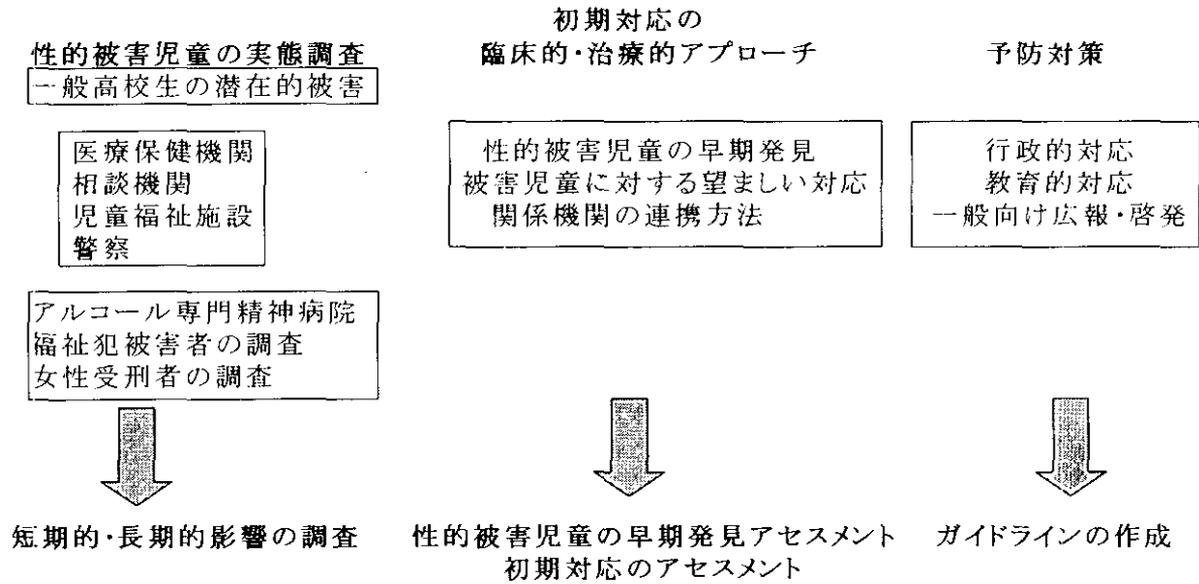


図2 性暴力被害者の診断名 (重複あり)

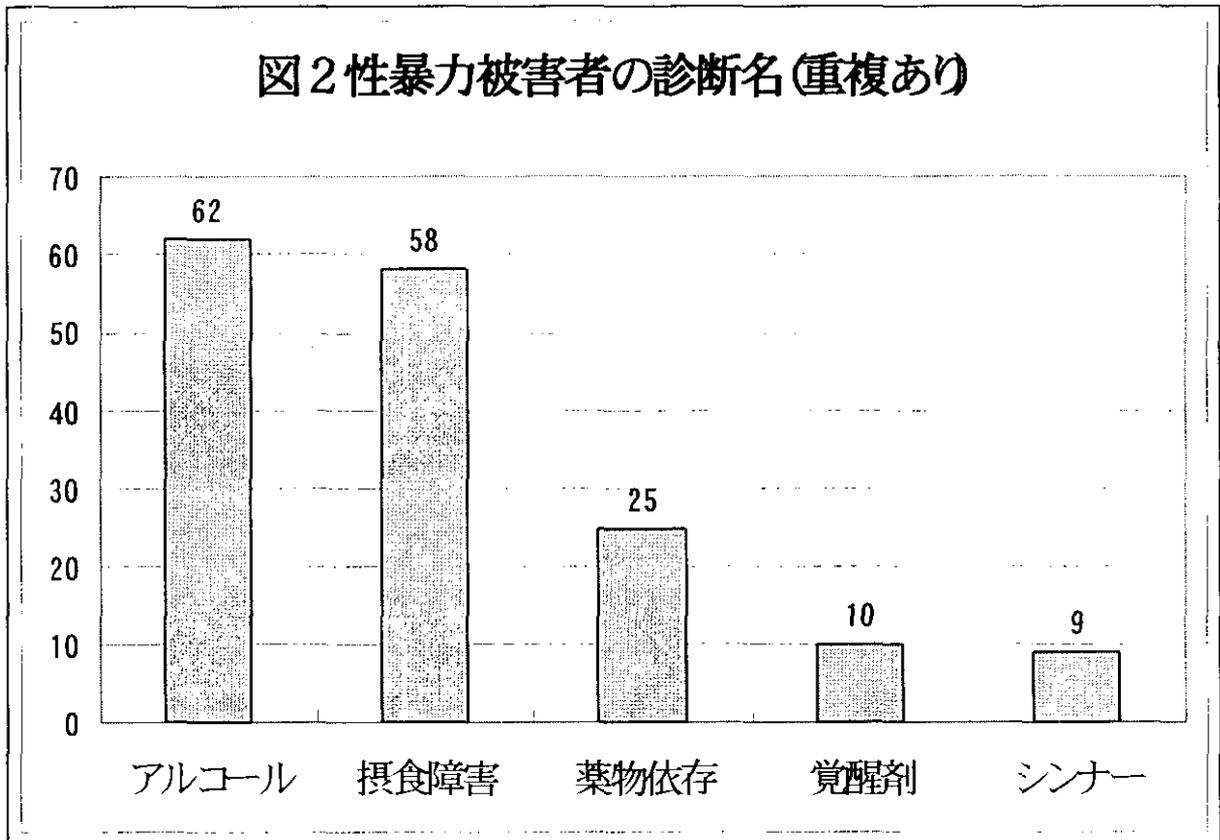


図3 初被害の年齢層別割合 (N=77)

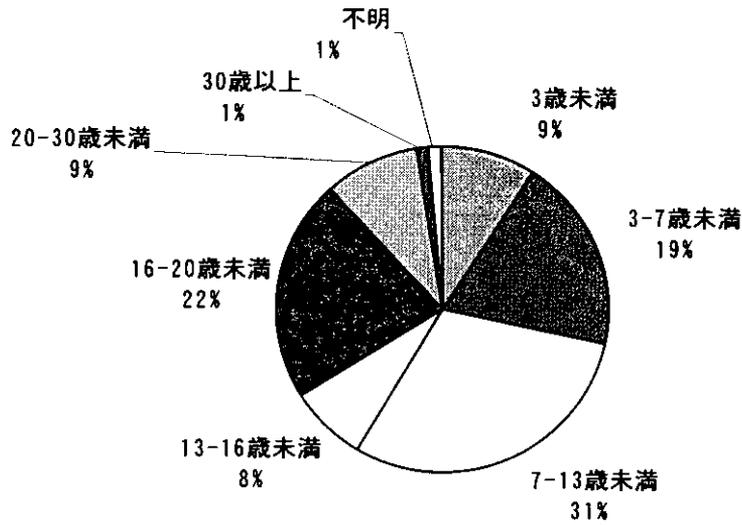


図4 性暴力の種類と被害者累計 (N=176)

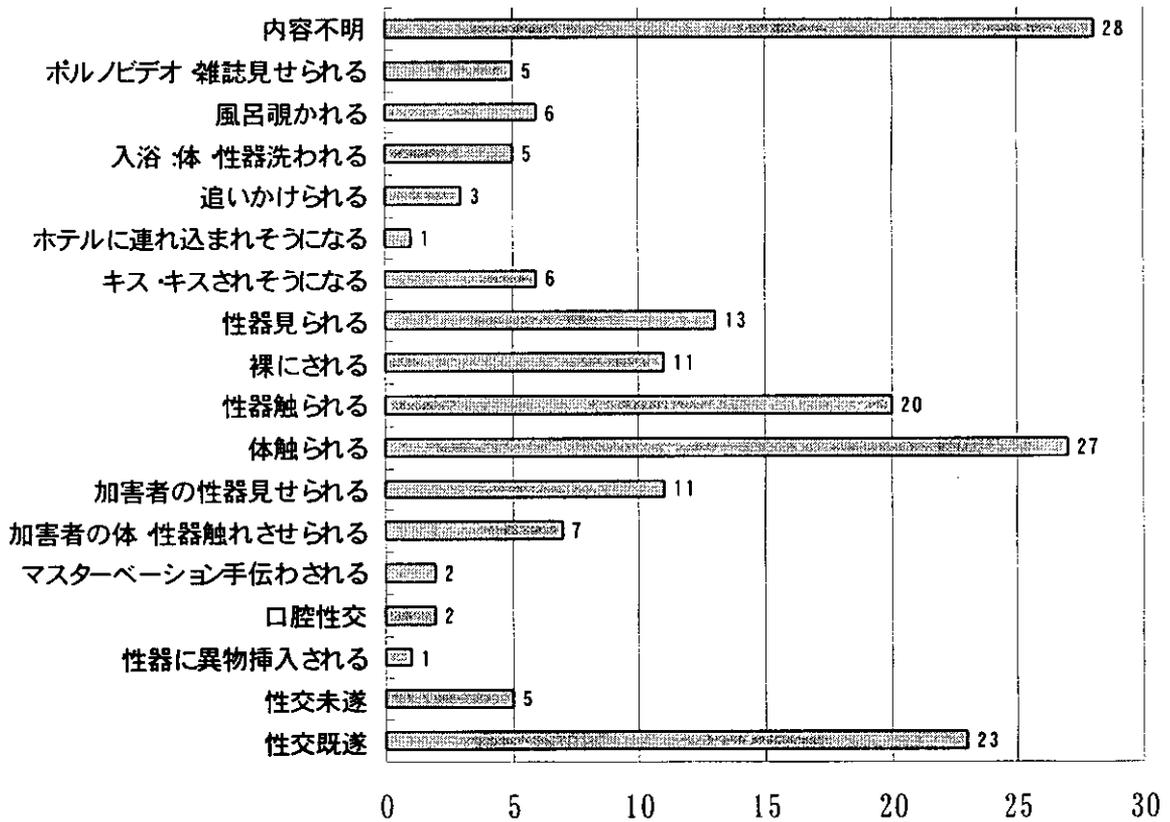


図5 性暴力が継続した期間別被害者数

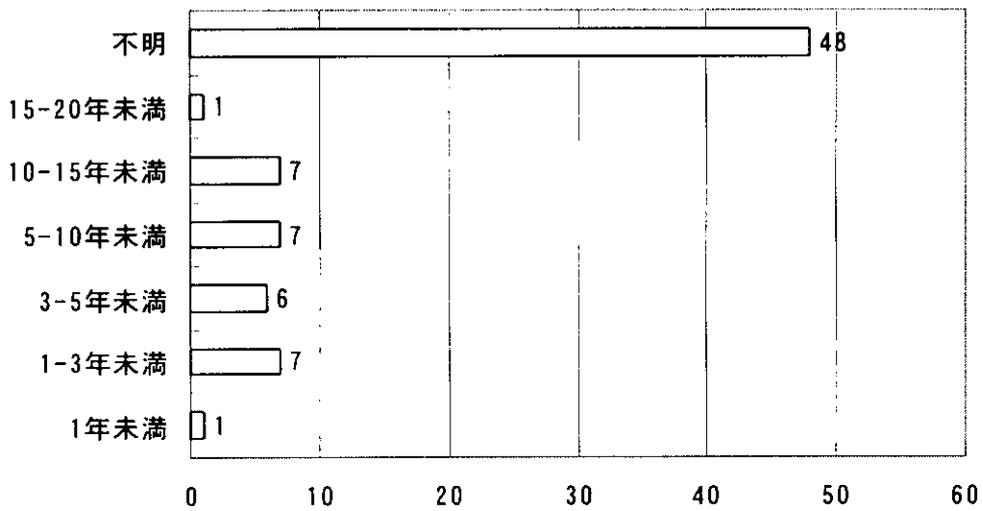
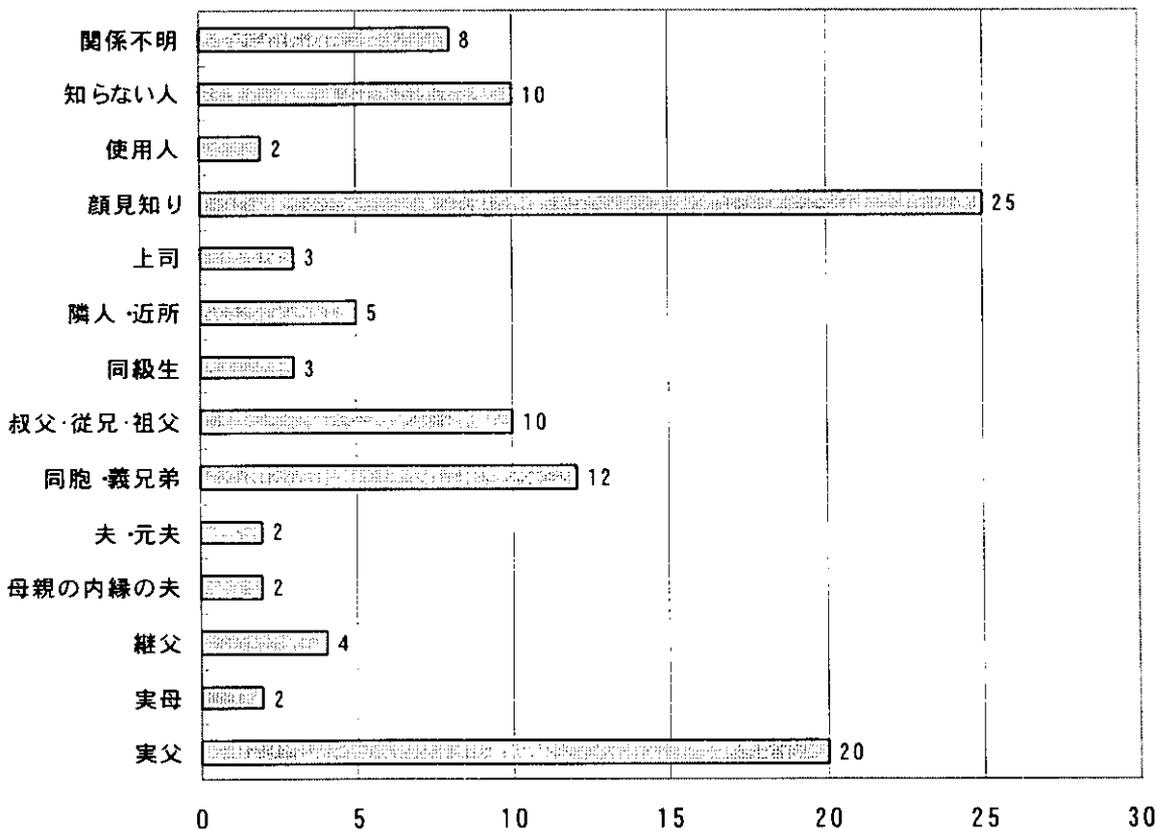


図6 被害者と加害者との関係



福祉犯被害者の被虐待体験に関する調査

分担研究者 内山 絢子

(科学警察研究所 防犯少年部付主任研究官)

はじめに

平成12年11月の児童虐待防止法の施行以来、虐待事案に対して世間の関心が高まっている。また、児童相談所に報告される虐待件数も、調査が開始された平成2年:1,101件から平成11年:11,631件と急激に増加している。また、警察における少年相談の中においても、児童虐待にかかわる相談が急増している(表1)。

表1 児童虐待に関する少年相談件数

年	警察相談受理件数(年中)		参考 (児童相談所相談処理件数、年度)	
	件数	指数	件数	指数
平成6年	121	100	1,961	100
平成7年	178	147	2,722	139
平成8年	257	212	4,102	209
平成9年	511	422	5,352	273
平成10年	413	341	6,932	353
平成11年	924	764	11,631	593
平成12年	1,342	1,109		

注) 指数は平成6年を100とした

虐待が、その後の児童の心身両面での成長に影響を及ぼすことは多くの研究例により示されているが、虐待が非行へ及ぼす影響については、それを実証する資料は多くはなかった。

本報告では、警察で補導・保護された性に関連する福祉犯被害者の被虐待体験について明らかにすることを目的としている。方法としては、親が子育ての過程で、おこなってしまうようなさまざまな虐待的な行為あるいは虐待類似行為の経験について、具体的に本人に尋ねる方法によって、親から受けた虐待行為を分析する。ここで、性にかかわる福祉犯被害者を分析対象としたのは、次のような理由からである。

第一の理由としては、さまざまな虐待の中でも、性的虐待は特に、その被害児に与える影響の大きさが重大であると考えられている。その原因としては、性的虐待の経験あるいはその他の虐待経験が、警察で福祉犯被害者として保護・補導される行為を導く原因となっているか否かを検証するためである。第二の理由とし

ては、児童買春・児童ポルノ法が平成11年に施行されて以来、女子の性に関わる問題行動がどのような変化を遂げてきているかを確認することである。

調査手続き

目的:近年の虐待事案の増加に鑑み、福祉犯被害者を調査対象者として、調査時に至るまでの虐待経験の有無と非行との関連を分析することを目的とする。

調査方法:両親から受けた具体的な虐待行為あるいは虐待類似行為の経験の有無について自記式質問紙調査により調査し、虐待の時期と態様について分析する。

なお、参考資料として、東京都内の公立高校の男女生徒に同じ質問紙への回答結果を一般群の結果として提示する。ただし、非行群は中学生と有職・無職少年等を含んでいるので、厳密な比較はできない。

調査時期:調査は、一般少年・非行少年とも、平成12年9月より12月までの間に実施された。

調査対象者:調査対象者は以下の2群からなっている。

1) 被害群

平成12年9月1日から平成12年10月31日までの間に、性に関わる福祉犯事件(児童買春児童ポルノ法・青少年保護育成条例・児童福祉法等の被害少年)で補導・保護された被害少年105名。(以下被害群と呼ぶ)

2) 一般群

首都圏の公立高校在学中の男女209名(男子:100名、女子:109名)である(以下一般高校生群と呼ぶ)。

調査内容:調査内容は、以下のとおりである。

1) 虐待もしくは虐待類似行為の経験

父親及び母親からの次の行為の経験

(1) 暴力的行為(身体的虐待) 11項目

(2) ネグレクト(保護の怠慢) 7項目

(3) 心理的虐待 7項目

性的虐待については「家庭内での経験」に限定し、行為者(加害者)については別途尋ねた。

(4) 性的虐待 10項目

なお、本報告においては、ここで調査した内容を「虐待経験」と表すこととする。

結果

Ⅰ 福祉犯被害者の被虐待体験

1 調査対象者の属性

1) 年齢と身分

年齢分布は表 1-1 に示すとおりで、福祉犯被害者では 13 歳以下から 18 歳まで分布し、16 歳(38.1%)がもっとも多く、次いで、17 歳(20.0%)、15 歳(19.0%)が多い。一般群で 16 歳と 17 歳が概ね半々である。また被害者の身分について見ると、表 1-2 に示すとおり、高校生(35.2%)と中学生(28.6%)とで約 3 分の 2 を占める。

2) 両親の職業

ア 父親の職業

両親の職業について尋ねた結果は、表 1-3、表 1-4 に示すとおりである。父親の職業について見ていくと、被害者においては、勤め人(事務以外)が最も多く(43.8%)、以下自営業(11.4%)、勤め人(事務職)(9.5%)が主なところである。一方、一般少年では、勤め人(事務以外)が最も多く(37.3%)、以下、勤め人(事務職)(30.1%)、以下自営業(22.0%)となる。

イ 母親の職業

また、母親の職業について見ていくと、被害者においては、常勤が最も多く(31.4%)、以下パート(29.5%)、専業主婦(19.0%)の順となる。一方、一般少年では、パートが最も多く(44.0%)、以下、専業主婦(21.0%)、常勤(20.6%)となる。両親いずれの場合についても、「いない」という回答が被害者に顕著である(父親; 22.9%、母親; 7.6%)。

3) 個室の有無

自分だけの部屋の有無について尋ねた。自分の個室を持っていない者は、被害者では 17.1%、一般少年においては、13.4%で、兄弟姉妹と一緒に含めると 8 割以上の者が自分の部屋を有している。特に、被害者においては、7 割以上(72.4%)が自分だけの室を有しており、一般群の所有割合(61.2%)よりも高い(表 1-5)。

2 虐待行為の具体的経験

1) 暴力的行為(身体的虐待)

以下の行為を両親のそれぞれから、どのくらいされ

たことがあるかを尋ねた。回答は、「よくあった」、「時々あった」、「たまにあった」及び「まったくない」の 4 件法で尋ねた。

ア. 大声で叱る¹

イ. お尻をたたく

ウ. 手をたたく・ぶつ

エ. 顔をたたく・なぐる

オ. 顔を平手打ちにする

カ. ひどくつねる

キ. 物を使ってたたく

ク. 物を投げつける

ケ. 髪を(相手の意思に反して)切る

コ. 押入等に入れる

サ. 家の外(ベランダなど)に出す

暴力的虐待については、父親と母親について尋ねている。ここで示した暴力的行為を経験している者の割合は表 2-1 に示すとおりである。頻度をどのようにとるかで結果は微妙に異なるが、被害少年でこれらの経験の全くない者の割合は、父親; 27.6%、母親; 19.0%で、残りの者は、いずれか 1 回以上の行為を少なくとも 1 回経験している。一方、一般高校生の同じ比率(全くこれらの経験のない者の割合)について見ると、父親; 39.2%、母親; 39.7%となり、被害少年はこれらの体験が多い。しかしながら、虐待というからには、常習的に経験している者と考え、「よく」あるいは「時々」経験している割合で見ると、父親からは 66.7%、母親からは 66.6%の者がこれらのいずれかひとつを体験している。一方、一般高校生では、父親からは 25.4%が、また、母親からは 22.5%が、これらのいずれかを体験しており、被害群は一般高校生群と比べ、虐待を経験している者の割合が多い。具体的な行為の経験割合は表 2-2 に示される。ここでは、「よくあった」と「時々あった」と回答した者の合計割合を示してある。

父親からされる具体的な行為として多く経験しているのは、「大声でしかられる」(38.1%)で約 4 割の者が経験しており、以下、「手をたたかれる・ぶたれる」(23.8%)、「顔をたたかれる・なぐられる」(21.9%)、「顔を平手打ちにされる」(19.0%)、「お尻をたたかれ

¹ この項目を身体的虐待とするには、若干問題があるかもしれないが、ここではこの分類で分析した。もし、他の分類とすると心理的虐待に入れるか？

る」(13.3%)、「物を使ってたたかれる」(12.4%)、「物を投げつけられる」(12.4%)等が1割以上の者が経験している行為である。さらに、「ひどくつねられる」(9.5%)、「家の外(ベランダなど%)に出される」(8.6%)、「押入等に入れられる」(2.0%)、「髪を切られる」(1.0%)が割合は減少するが続いている。また母親から行われるのは、「大声でしかられる」(45.7%)が最も多く、以下、「手をたたかれる・ぶたれる」(17.1%)、「お尻をたたかれる」(16.2%)、「顔をたたかれる・なぐられる」(14.6%)、「顔を平手打ちにされる」(12.4%)、「物を使ってたたかれる」(11.5%)、「物を投げつけられる」(9.5%)、「家の外(ベランダなど)に出される」(7.7%)、「ひどくつねられる」(4.8%)、「押入等に入れられる」(4.8%)、「髪を切られる」(1.9%)となっている。

これら福祉犯被害者の父親や母親からの暴力的体験は、一般高校生の体験と比べ、数ポイントから15ポイントくらい多くなっている。さて、それでは、これらの虐待経験は、両親の一方からのみ受けているのだろうか？表2-3は、両親からの身体的虐待の有無をクロスさせて態様別に示してある。被害少年の半数弱(52.4%)は、両親から身体的虐待を受けていない。しかし、残る約半数の者は両親のいずれか一方あるいは両親の双方から身体的虐待を受けている。このうち、約3割(29.2%)は父親あるいは母親のいずれかから、また、約2割弱(18.4%)は両親の双方から身体的虐待を受けている。一方、一般高校生群においては、3割強が、父親あるいは母親のいずれかから、また、15%弱は両親の双方から身体的虐待を受けているが、被害群よりは少ない。

2) ネグレクト(保護の怠慢)

次の行為を「よく」あるいは「時々」経験する割合を分析に用いた。

- ア 1人で家においていく
- イ 裸のままにする
- ウ 自動車内等に放置する
- エ 泣いても放っておく
- オ 食事を与えない
- カ 風呂に入れたり下着を替えない

父親と母親からのネグレクトを経験しているものの割合は、表2-4に示すとおりである。「よくあった」と「時々あった」を合計した割合で見ると、被害少年の38.2%は父親から、33.3%は母親か

らのネグレクトを経験している。また、いずれも、一般高校生(父親:26.8%、母親:20.6%)と比べネグレクトの経験者の割合が多い。

次に、具体的な行為の経験割合について見ていこう(表2-5)。父親からの行為で最も多かったのは、「泣いても放っておかれる」(34.3%)、それ以外の項目は回答割合が10%以下で、多い順に「1人で家においていかれる」(7.7%)、「風呂に入れたり下着を替えてもらえない」(6.7%)、「食事を与えられない」(1.0%)となっている。「泣いても放っておかれる」を除けば、これら各項目別の被害少年の経験割合は必ずしも、一般少年よりも経験割合が多いというわけではない。また母親からの行為としては、「泣いても放っておかれる」(27.6%)、「1人で家においていかれる」(6.7%)、「食事を与えられない」(6.7%)、「風呂に入れたり下着を替えてもらえない」(2.0%)となっている。また、両親のネグレクト行為をクロスさせてみると、表2-6のとおりである。被害群においては、身体的虐待と同様、約半数(46.6%)は両親からのネグレクトがなく、一方の親からが3割強、双方の親からが約18.4%である。一方、一般高校生群においては、男女とも被害群よりはネグレクト経験が少ないが、男女で差異が見られ、男子少年(30.0%)よりは女子少年(39.4%)の方がネグレクト経験が多い。

3) 心理的虐待

心理的虐待については、2とおりの質問をした。つまり、①次の3項目に該当する(「はい」と回答した者

- ア 私をほめたことがない
 - イ 気に入らないことがあると私に八つ当たりする
 - ウ 私は、親に対して、いつもびくびくしている
- 及び、② 次の5項目が、「いつもあった」あるいは「時々あった」と回答したものとした。
- エ 他の兄弟姉妹とくらべて不公平なあつかいをする
 - オ むりやり行きたくない塾や習い事に行くように言われる
 - カ 「いらぬから出て行け」と言われる
 - キ 「生まれてこなければよかった」と言われる
 - ク 刃物をつきつけるなど、こわい思いをさせる
- これらの8項目について、被害少年の中で、父

親からの行為として、上記いずれかを経験したことがある者は 47.6%、母親からの経験者は 62.1%であった。一般群においては、父親:%、母親:%でいずれも被害群に比べ少ない。

具体的な行為としては、表 2-7 に示すとおり、父親からは、「気に入らないことがあると私に八つ当たりする」(27.6%)、「他の兄弟姉妹とくらべて不公平なあつかいをする」(23.8%)、「{いらぬから出て行け}と言われる」(22.8%)、「私をほめたことがない」(17.1%)、「私は、親に対して、いつもびくびくしている」(14.3%)等が 1 割以上の者が経験している。また、「生まれてこなければよかったと言われる」(7.6%)、「むりやり行きたくない塾や習い事に行くように言われる」(5.8%)、「刃物をつきつけるなど、こわい思いをさせる」(4.8%) 経験を有する者は 1 割以下である。

母親からの行為としては、「気に入らないことがあると私に八つ当たりする」(40.0%) が最も多く、以下、「他の兄弟姉妹とくらべて不公平なあつかいをする」(29.5%)、「{いらぬから出て行け}と言われる」(29.5%)、「{生まれてこなければよかった}と言われる」(17.2%)、「私をほめたことがない」(13.3%)、「私は、親に対して、いつもびくびくしている」(10.5%)等が 1 割以上の者が経験している。また、「刃物をつきつけるなど、こわい思いをさせる」(9.5%)、「むりやり行きたくない塾や習い事に行くように言われる」(7.7%) 経験を有する者は 1 割以下である。

両親からの心理的虐待について、クロスした結果は、表 2-8 に示すとおりで、心理的虐待に関しては、両親から心理的虐待を受けている者が 3 割を越えている。また、両親の一方から心理的虐待を受けている者も 3 割弱である。また、一般群については、経験者の割合は、男子:56.0%、女子:62.4%に心理的虐待の経験者がいる。いずれも、被害群よりは少ない。これら、身体的虐待(暴力的虐待)、ネグレクト、心理的虐待に該当する項目数をプロットして、一般群と比較したものが図 2-4 である。被害少年が一般高校生に比べ虐待経験が多い様子が示されている。また、一般高校生群を男女で比較すると、男子少年では父親から、女子少年では母親からの虐待が顕著である。

4) 性的虐待

性的虐待については、両親からと限定せず家庭内での被害の経験について、次に示す 10 行為の経験

を尋ね、その時期と相手についても尋ねた。行為の重大性に鑑み、性的虐待に関しては 1 回以上経験したのについて分析することとし、またその行為を経験したのが、小学生までの時期であったか、中学生以降であったかについて分析する。

- ア. むりやり、からだや乳房をさわられた
- イ. むりやり、裸や下着姿の写真をとられた
- ウ. ポルノ雑誌やアダルトビデオをむりやり見せられた
- エ. むりやり、キスされた
- オ. 異性(あるいは同性)から、むりやり裸や性器をみせられた
- カ. むりやり、性器をさわられた
- キ. 相手の性器にさわよう強制された
- ク. むりやり、他人の性交をみせられた
- ケ. むりやり、性交をさせられそうになった
- コ. むりやり、性交をさせられた

性的被害が、女子だけのものではないと考えられるが、ここでは、女子についてのみ検討することとする。福祉犯被害者の中で、これらのいずれかの行為を経験した者は、被害群においては、14 名 (13.5%)であった。前記 3 種類の虐待に比べれば、その割合はきわめて低い。

具体的な行為の内容としては、表 2-9 に示すとおりで、「からだや乳房をさわられた」(11.5%) が最も多く、以下順に、「性器をさわられた」(9.5%)、「むりやりキスされた」(6.8%)、「性交をさせられた」(4.9%)「異性(あるいは同性)から、裸や性器をみせられた」(4.8%)、「性交をさせられそうになった」(2.9%)、「相手の性器にさわよう強制された」(2.9%)、「ポルノ雑誌やアダルトビデオを見せられた」(2.0%)の順となる。

一方、一般群においては、これらの行為を経験した者は 6 名 (5.5%)であり、行為としては、「むりやりキスされた」(2.7%)、「からだや乳房をさわられた」(1.8%)が最も多く、以下順に、「性器をさわられた」(1.8%)、「相手の性器にさわよう強制された」(0.9%)であった。

また、性的虐待の場合、その時期が後の影響を考えた時重要な因子となると考えられるので、被害の時期を小学生時までと中学以降とに分けて分析した。これらの被害が、小学生時までに被害の経験を有する者:5 名、小学生以前から中学生以降まで有する者:3 名、中学生以降のみ:6 名である。これら被害経験を有する

者は、1つの時期に一人の加害者からの者もあるが、1つの時期に複数の加害者から複数の被害を受けている者も含まれている。「最も深刻であった被害」についても尋ねているので、その行為について分析する。

小学生時まで、これらの被害を受けた者は、福祉犯被害者8名(7.6%)であった。回数は、1回のみの経験が半数の3.8%、以下、2回以上の経験者は、2回:1.9%、3回:1.0%、4回:1.0%であった。加害者は、ひとつの行為に一人というわけではなく、複数が加害者となっている例もあるが、最も深刻だった経験について見ていくと、実父:4名、養父:1名、叔父など親戚の者:2名、兄弟:1名といずれも家族もしくはそれに近い者からの被害である。回数も1回のみという者は兄弟からの1名のみで、その他の者は、「教え切れないくらいある」と回答している。深刻であった行為の内容は身体接触、性器接触、性交と記述されており、年齢が低くても深刻な被害を受けている。記載された虐待期間で最長の期間は小学生時だけで5年間であった。また、行為が1種類のみだった者は、2名で、それ以外はここで示した複数の行為の被害にあっている。

一方、中学以降については、福祉犯被害者9名(9.5%)であった。「深刻であった被害」は性交(未遂を含む)がほとんどである。加害者は、養・継父、叔父、母の愛人であった。小学生時に性的虐待を経験した者で中学生時に性的虐待の経験ないのはほぼ半数の5名で、その他の者は、同じ加害者あるいはそれ以外の者から中学生以降も性的虐待を経験している。

なお、小学生時に性的虐待を経験した者で中学生時に性的虐待の経験ないのは5名で、その他の者は、同じ加害者あるいはそれ以外の者から中学生以降も性的虐待を経験している。

2 虐待のパターン

暴力的虐待・ネグレクト・心理的虐待・性的虐待の4種類について、上述した基準において、両親野いずれか一方からの虐待経験があれば「虐待あり」とした時、各個人別の虐待パターンがどのようになるかを見てみよう。結果は表2-10に示される。

性的虐待まで含めて、各虐待を経験している者の割合は、4種類(5.8%)、3種類(38.8%)、2種類(26.2%)、1種類(16.5%)、なし(12.6%)となる。つまり、虐待を受けている少年の8割以上は、1種類だけではなく複数の虐待を受けている。また、虐待のパタ

ーンとしてみると、被害群では、「暴力+ネグレクト+心理」(35.9%)がもっとも多く、次いで、「暴力+心理」(16.5%)となる。

まとめ及び今後の課題

警察で補導・保護された福祉犯被害少年の被虐待経験について、自己報告による質問紙により両親あるいは家族(性的虐待のみ)からされた具体的な虐待行為の経験を尋ねた。

その結果、被害群の少年は、一般群の高校生に比べ、暴力的虐待・ネグレクト・心理的虐待のいずれにおいても被虐待経験が多い。また、虐待された少年の多くは、1種類だけでなく、2種類上の虐待を受けていることが多い。分析にあたっての多少疑問点を整理し、今後の課題としたい。

まず、分類項目が、今回の分類で妥当なものであったか否かを検討する必要があるかもしれない。特に、ネグレクト項目は、年齢が低い場合にのみ該当する項目が多かった。中学生・高校生を対象としたときのネグレクトについて考慮する必要があるかもしれない(たとえば、娘の妊娠に気づかない親、摂食障害者の親など)。あるいは、ネグレクトは年齢が小学生以下程度の場合に限って考えるのか、わが国のコンセンサスはまだ得られていないのではなかろうか。また、心理的虐待については、どのような内容を心理的虐待とする判断が難しい。また、身体的虐待を身体に痕跡のつく対象だけに限定してよいか否かの判断もする必要があるかもしれない。また、今回の分析では、いずれの1項目もすべて等価として分析したが、今後分析する際には、項目により重みをつけ、指標とすべき項目を選択する必要があるかもしれない。また、少年の社会的背景について認知的側面の分析、さらに、親の側からの虐待行為に関する認知的側面の調査も必要とされよう。近年になり、児童自立支援施設に入所した少年及び少年院在院者を対象とした調査結果が報告されている(表3-1参照)¹⁾²⁾。この報告は、非行との関連について実証的な示すものであるが、非行への影響としてとらえるには以下のような点を考慮する必要がある。つまり、児童自立支援施設入所者や少年院在院者は、少年鑑別所退所者中に占める割合はそれぞれ、1.7%と27.8%であるが、鑑別所に入所する少年は少年犯罪者中(交通業過を除く刑法犯と特別法犯の合計:193,659